

施工条件明示事項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
A 契約関係	1 入札契約に係る事項		最低制限価格設定工事		
			低入札価格調査対象工事		
	2 低入札工事における技術者		補助技術者を配置する場合	補助技術者の資格	
B 工程関係	1 関連工事との調整		他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分	
				影響を受ける工事内容	
				関連する工事内容	
				関連する工事の開始又は完了の時期	
	2 施工時期、時間の制限	○	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容	工事全般
				制限される施工時期、施工時間	断水を伴う工事は9月、10月中に行うこと、4週8休以上(週休2日)推進工事
				制限される施工方法	
	3 関係機関等との協議		当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容	
			関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合	協議内容	
				協議成立見込時期	
4 土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査		工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合	調査項目		
			調査期間		
		地下埋設物等の移設が予定されている場合	移設期間		
C 用地関係	1 工事用地等の未処理部分		工事用地等に未処理部分がある場合	場所・範囲	
				処理の見込み時期	
	2 工事用地等の復旧		工事用地等の使用終了後の復旧	内容	
	3 借地		工所用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合	場所・範囲	
				時期・機関	
				使用条件・復旧方法	
4 仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲		
			時間・時期		
			使用条件		
			復旧方法		
5 立木伐採		立木伐採を行う必要がある場合	場所・範囲		
			処理方法		
D 環境対策関係	1 公害防止(騒音、振動、粉塵、排)	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定される建設機械・設備を使用するものとする。
				事前・事後調査の区分	
	2 騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査			調査時期	
				未然に防止するための必要な調査方法	
				未然に防止するための必要な調査範囲	
	3 電波障害等に起因する事業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分	
				調査時期	
				未然に防止するための必要な調査方法	
				未然に防止するための必要な調査範囲	
	4 濁水、湧水等の処理		濁水・湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合	処理施設、処理条件	
5 特別の環境対策		周辺住民の要望や関係官公署の指導等により特別の環境対策を必要とする場合	内容		
E 安全対策関係	1 交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容	
				指定の期間	
	2 近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法	
				制限される作業時間帯	
	3 落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容	
	4 交通規制		交通規制を実施する場合	規制の内容	
	5 交通誘導警備員の配置		交通誘導警備員の配置を指定する場合	延べ人数	
		配置時間			
6 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容		
7 高所作業		高所作業で落下・墜落対策を指定する場合	指定の内容		

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
F 工 事 用 道 路 関 係	1 一般道の使用		搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路	
				制限される使用期間	
				制限される使用時間帯	
	2 仮道路		搬入、搬出路の使用及び使用後の処置が必要である場合 仮設道路を設置する場合	使用中・使用後の処置内容	
				仮設道路の仕様	
				安全施設等の設置期間 工事終了後の措置(存置又は撤去)	
		仮設道路の維持補修が必要である場合	内容		
G 仮 設 関 係	1 仮設(仮土留、仮橋、足場等)		仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設備の内容	
				仮設備の期間	
				仮設備の条件	
			仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合	仮設備の構造、施工方法、施工範囲	
			仮設の設計条件を指定する場合	設計条件の内容	
		水替・流入防止施設が必要な場合	内容、期間		
H 建 設 副 産 物 関 係	1 建設発生土の搬出	○	建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場所までの距離	設計書による。
				処分又は保管条件	監督員の指示による。
	2 建設副産物の利用		現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容	
				減量化の内容	
3 建設副産物及び建設廃棄物の処理	○	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。	
			再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件	別紙(特定建設資材の分別解体等・再資源化等に関する条例)による。
I 工 事 支 障 物 件 等	1 工事支障物件協議	○	地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	協議の進捗状況	
				支障物件名、管理者名、位置、移設時期、工事方法、防護等	静岡県 地下埋設物の事故防止マニュアルに基づき、【別紙】埋設物件確認書(マニュアルP.9)へ埋設物管理者から聞き取った内容記載し提出する。また、「6. チェックリスト(受注者用)」も提出する。
			地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容 工事期間	
J 薬 液 注 入 関 係	1 薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法等	
				周辺環境に与える影響の調査が必要な場合	周辺環境調査の内容
K そ の 他	1 中間検査	○	検査員による中間検査の対象となる場合	対象工種	監督員の指示による。
				検査項目	監督員の指示による。
				時期	監督員の指示による。
	2 材料検査	○	監督員による材料検査の対象となる場合	対象となる材料	ケーシング材料
				時期	適宜
	3 工事用資機材の保管及び仮置き		工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合	保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	
	4 工事現場発生品		工事現場発生品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無 引渡場所	
	5 支給品及び貸与品		支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
				規格又は性能	
				引渡場所・引渡期間	
	6 関連機関との近接協議			近接協議に係る条件及び内容	
	7 架設工法		架設工法を指定する場合	施工方法	
				施工条件	
	8 工事用水、電力		工事用水を指定する場合 工事電力を指定する場合	工事用水の内容	
工事電力の内容					
9 新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容		
10 部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所		
			部分使用時期		
11 契約後VE		予定価格1千万円以上の工事の場合	契約後VE提案対象工事への該当		
12		共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合	指定内容		
13 その他		施工管理基準に記載のない施工管理(出表型・品質・写真管理)を指定する場合	指定内容		
14		景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合	指定内容	景観配慮チェックシートによる。	

令和6年度 配水施設関連事業 大坂水源深井戸二重ケーシング工事

特記仕様書

1. 工事内容

工事の内容及び進め方は以下のとおりとし、監督員と十分協議の上、施工にあたること。

- (1) 仮設準備
機材、仮設資材等を搬入し、井戸浚渫機を井戸位置付近に設置する。
- (2) ブラッシング洗浄(既設ケーシング内)
井内にφ400mm程度のワイヤーブラシを挿入して、ケーシング内側をブッシングする。
- (3) ベーリング・スワビング洗浄(既設ケーシング内)
Φ350Aベラーをストレーナー部で振幅0.5~1.0m程度でベーリングすると共に、ベラー径を400Aの内径に近づけたスワビング用ベラーにてスワビングを行うことにより、既設ストレーナー部に付着したスケール等を除去する。
- (4) エアリフト浚渫(既設ケーシング内)
井底に溜まった浚渫物をコンプレッサーにより除去する。
- (5) 抑留物除去(既設ケーシング内)
抑留物回収ツールを用いて井内拘留物の回収をする。
- (6) ベラー浚渫(既設ケーシング内)
拘留物回収後、井底に溜まった浚渫物をベラーによって除去する。
- (7) 水中テレビカメラ調査(既設ケーシング内)
井内を清水化した後に、井戸カメラ調査を実施し、破損・腐食箇所の有無ならびに正確なストレーナー位置の把握を行う。調査の結果は、DVDに記録すると共に井戸の状況を井戸観測図に記載し提出する。
- (8) 内挿管挿入
既設井戸内浚渫が終了した後、内挿管挿入工事を実施する。内挿管の口径は300Aとし、ケーシングの材質は塩化ビニル製(VP、スリーブ付き)とする。なお、内挿管ストレーナーは、井戸カメラによって把握されているストレーナー位置を網羅する形で設置する(丸孔千鳥加工、φ6mm穿孔)。その際、内挿管挿入後に実施する砂利充填工が均一な厚さで内挿管の外周に充填されるようストレーナーの上下端部を目安にセントライザーを設置する。
- (9) 砂利充填
内挿管挿入後、既設管と新設管の隙間(アニュラス部)に、井底~最上端ストレーナー上端面-5.0m程度まで、Φ5~10mmからなる珪砂を充填する。
- (10) 遮水
充填砂利の上位は遮水材(ペルプラグ)を充填し、地上部からの雨水・汚水や、腐食穴部からの悪水がストレーナー部から井内に浸透しないように遮水する。
- (11) ベーリング・スワビング
遮水工実施後、Φ250Aベラーをストレーナー部で振幅0.5~1.0m程度でベーリングすると共に、ベラー径を300Aの内径に近づけたスワビング用ベラーにてスワビングを行うことにより、既設ストレーナー部に付着したスケール等を除去する。

(12) 薬液洗浄

永年に渡る継続使用で付着したスケールかす、サビコブを 井内洗浄剤(トリオファイン同等品)を用いて除去しやすい状態とする。

(13) 井戸内浚渫

各種洗浄作業によって内挿管内の井底に溜まった浚渫物をベラーによって除去する。

(14) ベラー浚渫

拘留物回収後、井底に溜まった浚渫物をベラーによって除去する。

(15) 揚水機据え付け

内挿管挿入工事終了後、既設水中ポンプを設置する。

(16) 改修後揚水試験

新設水中ポンプによって濁りがなくなりまで準備揚水してから、以下に示す揚水試験を行う。

- ① 予備揚水試験 地下水を清浄化させるとともに、井戸能力の概要把握を行う。
- ② 段階揚水試験 初段階の揚水量は、最大揚水量の1/5の量で行い、次段階以降の揚水量は均等量を逐次加算して行う。(5段階実施)
- ③ 連続揚水試験 段階揚水試験から得られた適正揚水量で揚水し、以下の間隔で水位を測定する。測定時間は5～6時間とする。

時 間	測定間隔	回 数
0～ 10分間	1分毎	10回
10～ 20分間	2分毎	5回
20～ 60分間	5分毎	8回
60～120分間	10分毎	6回
120～360分間	30分毎	8回

- ④ 水位回復試験 連続揚水試験終了と同時にを行い、水位の復帰状況を測定する。測定時間は1時間以上とする。

(17) 片付け

揚水試験終了後、地上部を設置すると共に5tクレーンを用いて機材を搬出する。

(18) 報告書作成

工事資料をまとめて報告書として提出する。

2. 施工上の注意

- (1) 工事の施工に当たっては、工事の目的を達するため熟練した技術員がその作業に従事するものとし、井戸の能力を十分に引き出せるよう最大の努力をするものとする。
- (2) 拘留物の回収においては最大の努力をした上で、状況により回収が困難である場合については監督員と協議をする。

様式 1

【別紙】

埋設物件確認書

工事（業務）名：令和6年度 配水施設関連事業 大坂水源深井戸二重ケーシング工事
 施工箇所：掛川市 大坂地内
 受注者：
 担当者氏名：

確認結果

※履行又は施工条件明示事項で「有り」の場合は、設計図書に添付する。

埋設物件	埋設物管理者			確認欄	確認日	確認内容・内容聞き取り日
	部局課、支店名等	連絡先	担当者			
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日

※現地調査等により、新たな埋設物件を確認した場合は追記すること。

特定建設資材の分別解体等・再資源化等に関する条件

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (舗装)	その他の工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
残泥土	中村建設(株) L S S 浜松プラント	浜松市西区 篠原町 1 8 3 4 5 - 3

上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

③ 受入時間

L S S 浜松

処分場： 8時00分～17時00分

2. 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

掛川市週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

（目的）

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第2条 掛川市が発注する土木工事標準積算基準書、湾港工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
- (3) 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

（用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。（年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く。）
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。）
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

（発注）

第4条 次のいずれかの方式により発注する。

- (1) 発注者指定型 掛川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。
- (2) 受注者希望型 掛川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（受注者希望型）（別紙

2) を添付し、発注する。契約後、受注者が週休2日推進工事の実施を希望する場合には、受発注者間協議により適用可能とする。

(実施方法)

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表(別紙3を参考とする。)を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。受注者希望型については、週休2日に取り組むレベル(「4週8休以上」、「4週7休以上8休未満」又は「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。)を受発注者間協議により設定し、現場閉所計画表を作成する。なお、発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。また、受注者希望型において現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、第6条、第7条及び第8条を適用する。

(4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

(費用の計上)

第6条 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

(工事成績における評価)

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。(評定点は、合計で100点を超えないものとする。)

(1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。

(2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。

(3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

(達成証明)

第8条 本要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙1)

掛川市週休2日推進工事(土木工事等)特記仕様書(発注者指定型)

第1 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。(年末年始休暇(6日間)、夏季休暇(3日間)工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く。)
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。(巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。)
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合(現場閉所日数/対象期間日数)で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

第3 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施行を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

第5 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。(評定点は、合計で100点を超えないものとする。)

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

第6 達成証明

4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

(別紙2)

掛川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（受注者希望型）

第1 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。（年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く。）
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。）
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

第3 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施行を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

第5 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。（評定点は、合計で100点を超えないものとする。）

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

第6 達成証明

4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。